

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第 40 号の一般会計補正予算案につきましては、年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき、所要の調整を行い、総額で 273 億 199 万 2 千円の減額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳入についてでございますが、県税は、個人県民税が 22 億 6,580 万円の減額となる一方、法人二税において 26 億 6,540 万円の増額となるなど、総額で 6 億 4,000 万円の増額となっております。

また、地方交付税は、決定状況を踏まえて増額するものであり、県債につきましては、事業費の変動などを踏まえて、所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、歳出についてでございますが、先般の大雪により発生いたしました農業施設への早期復旧に向けた支援に要する経費や道路除雪費等を追加いたしますとともに、中小企業関係の貸付金の不用をはじめ、人件費や一般行政経費などにつきまして、執行残等を精査するなど、所要の調整を行うこととしております。

このような歳入、歳出の調整を図った上で、財政調整基金と県債管理基金の取崩予定額について、両基金合わせて 50 億円圧縮することといたしております。こうした措置によりまして、後年度の財政負担や、当面する諸課題への対応に備えてまいりたいと考えております。

議第 41 号から 55 号までは、特別会計および企業会計につきまして、所要の調整を行ったところでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第 56 号は、教育公務員特例法施行令の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 57 号は、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者の基準等が改められましたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 58 号は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準および障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、就労継続支援 A 型の事業における就労に関する基準等が改められましたことから、必要な規定の整備を行うため、改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第 59 号から 61 号までは、県の行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

次に、諮問案件でございますが、

諮第 1 号は、退職手当の支給制限処分につきまして、被処分者から処分の取消を求める審査請求が提出されましたので、裁決を行うにあたり、諮問を行おうとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。